

郵便等による不在者投票について

■郵便等による不在者投票とは？

身体の重い障害などにより投票に行けない人が、郵便又は信書便で投票する制度です。

身体障害者手帳（一定の障害）や戦傷病者手帳（一定の障害）や介護保険の被保険者証（要介護5）が交付されている人に限られます。（※下記の障害該当者）

福井市選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒を請求し、交付された投票用紙に自宅などで記入し、福井市選挙管理委員会に郵便又は信書便により送付します。



郵便等による不在者投票

☆代理記載人による代筆ができる場合については別紙参照。

身体障害者手帳	
両下肢	1級か2級
体幹	1級か2級
移動機能	1級か2級
心臓機能障害	1級か3級
腎臓機能障害	1級か3級
呼吸器機能障害	1級か3級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級か3級
小腸機能障害	1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級

戦傷病者手帳	
両下肢	特別項症～第2項症
体幹	特別項症～第2項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症
腎臓機能障害	特別項症～第3項症
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症～第3項症
小腸機能障害	特別項症～第3項症
肝臓機能障害	特別項症～第3項症

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

※詳しくは、福井市選挙管理委員会事務局（Tel：20-5545）までご相談ください。

■郵便等による不在者投票の手続きについて

郵便等投票証明書の交付申請

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添付して、福井市選挙管理委員会（〒910-8511 福井市大手3丁目10-1）まで直接又は郵便等で申請します。
受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時までです。



郵便等投票証明書の交付

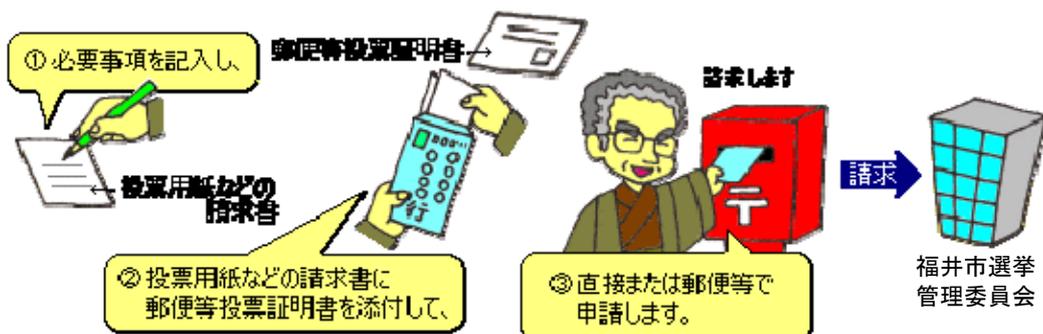
その後、福井市選挙管理委員会から申請した選挙人に「郵便等投票証明書」が郵便で交付されます。
郵便等投票証明書は、投票の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

投票用紙・投票用封筒の請求書の送付

選挙がある時は、福井市選挙管理委員会から、郵便等投票証明書を持っている選挙人に「投票用紙・投票用封筒の請求書」が郵便で送られてきます。

投票用紙・投票用封筒の請求

投票用紙・投票用封筒の請求書に必要事項を記入し、必ず郵便等投票証明書を添付して、福井市選挙管理委員会まで直接又は郵便等で請求します。
※投票日前4日の午後5時までに到着するように請求してください。



投票用紙・投票用封筒の交付



福井市選挙管理委員会から、請求をした選挙人に「投票用紙」と「投票用封筒」が郵便で交付されます。

郵便等による不在者投票

自宅などで投票用紙を記入し、それを内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒に投票記載年月日と投票記載場所を記入し、署名します。最後に、返送用郵便封筒に入れ、福井市選挙管理委員会へ郵便等で送付します。

